

2019年5月10日
東洋英和女学院大学

東洋英和女学院大学における研究活動上の特定不正行為に関する
公表概要

1. 概要・経緯

2018年10月4日に、キリスト新聞のWeb版「Kirishin」の「日本基督教学会深井智朗氏への公開質問状と回答を学会誌に掲載 2018年10月3日」と題された記事が掲載された。これにより、東洋英和女学院（以下、本学院という。）院長・東洋英和女学院大学教授の深井智朗氏（以下、被告発者という。）が、聖学院大学在職中に研究し、金城学院大学着任後の2012年5月に刊行した著書及び同大学在職中の2015年に発表した論考に捏造の疑いがあることが明らかとなった。東洋英和女学院大学（以下、本大学という。）の「東洋英和女学院大学研究活動上の不正行為防止に関する規程」第8条第10項に基づき、これを本大学への告発があった場合に準じて取扱い、予備調査の決定、実施を経て本調査委員会を設置した。調査委員会は金城学院大学及び聖学院大学からの協力を得て、研究活動上の不正行為の有無を調査した。

2. 調査

(1) 調査体制

調査委員会6名（学内者3名、学外者3名）

委員長 佐藤 智美（東洋英和女学院大学副学長）

委員 小久保康之（東洋英和女学院大学国際社会学部長）

阿久戸光晴（福岡女学院大学学長）

荒巻 慶士（弁護士 荒巻・後藤法律事務所）

水島 治郎（千葉大学法政経学部教授）

杉崎 勝（東洋英和女学院大学事務部長）

(2) 調査対象

対象者 深井智朗 本学院院長・東洋英和女学院大学教授

対象著書・論考

①『ヴァイマルの聖なる政治的精神ードイツ・ナショナリズムとプロテスタンティズム』（岩波書店、2012年 196-199頁）（以下、本原著書という。）

②「エルンスト・トレルチの家計簿」（『図書』岩波書店、2015年8月号 20-25頁）（以下、本件論考という。）

(3) 調査期間

2018年10月17日～2019年3月15日

(4) 調査方法・手順

調査委員会は、被告発者に不正ではないことを証明するための根拠となる一次資料の写しとそれに関する説明文書の提出を求め、これら資料とそれに関する説明について検証を行うとともに、調査協力者から資料、情報を収集し、検討を行なった。さらに、公開質問状の提出者・被告発者・関係者に対して事情・意見聴取を行った。

3. 調査結果

(1) 不正に関与した者

深井智朗 本学院院長・東洋英和女学院大学 人間科学部教授

(2) 認定した特定不正行為の種別

捏造、盗用

(3) 特定不正行為の具体的内容

①本件著書第4章「4 ニーチェのキリスト教批判の神学的援用」中に登場する「カール・レープラー」なる人物は存在せず、当該人物が著したとされる論文「今日の神学にとってのニーチェ」は、被告発者による捏造であると判断する。また、本件著書の197頁から198頁までにおいて、ヴォルフハルト・パネンベルク著『組織神学の根本問題』（近藤勝彦・芳賀力訳 日本基督教団出版局、1984年）の277頁から278頁までにおける記述とほぼ同一の記述、同様の表現・内容の記述が、引用注が記されないまま計10か所認められたため、被告発者による盗用がなされたものと判断する。

②本件論考中に述べられている「エルンスト・トレルチの家計簿」の根拠資料となる1920-23年のトレルチ家の借用書や領収書等の資料は実在せず、被告発者による捏造と判断する。

(4) 特定不正行為が行われた経費について

本件著書は、科学研究費助成事業（以下、科研費という。）の研究成果報告書には研究成果としての記載があるが、2011年度に採択された科研費の研究課題は、「近代ドイツにおける宗教と出版社の関係についての研究」であり、19世紀後半以降のヴィルヘルム期における宗教出版社の分析を課題としている。一方で、本件著書の内容は、ヴィルヘルム期後のヴァイマル期の神学に関する分析である。両者は時代背景もその分析内容も異なっているが、被告発者によると本件著書の第3章「学問の市場化としての「学問

における革命」－大学神学部と大学の外の神学」（119～176頁）で、宗教系出版社について触れていることと、特に「編集者オイゲン・ディーディリヒスと「大学の外の神学」（130～145頁）で当時の教会や神学部と彼のその出版社との関係についての考察を展開していることから、第3章については科研費との関連があるものとして、研究成果に含めたとのことである。

また、被告発者は、本件著書中に科研費による研究成果であることの記載がないことについて、自らの過失であるとした。以上の経緯を踏まえ、調査委員会が協議した結果、被告発者の説明通り、研究課題との整合性が認められたため、本件著書第3章3項の一部（130-145頁）と科研費との科学的・学術的な関連性はあると認定するが、調査対象である本件著書第4章については、前段にあるとおり科研費との科学的・学術的な関連性はないと認定する。調査委員会として、本来ならば、この関連性のある部分について科研費による研究成果として記載する必要があったと判断する。なお、本件著書自体は科研費課題の成果報告書に記載されているため、聖学院大学及び金城学院大学の協力を得て科研費の執行状況を確認した結果、特定不正行為を認定した本件著書への直接的な支出はなく、研究目的・研究計画に基づき適切に執行されており不正使用はなかったと判断した。

特定不正行為を認定した本件著書以外の論文・学会発表も研究成果として研究成果報告書に記載されていることから、科研費に係る研究活動は、研究目的・研究計画に基づき適正に遂行されていたと判断した。また、本件著書の科研費による研究活動以外の部分及び本件論考についても、基盤的経費の直接的な支出はなかった。

4. 調査を踏まえた本大学としての結論と判断理由

被告発者は、実在しない人物と論文を基に本件著書を書き、その著書の一部にて他者の文献より適切な表示をせず引用を行なった。また、実在しない架空の証拠を基に本件論考を著した。これらについて、本調査委員会は、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務の著しい懈怠があったとして、特定不正行為（捏造・盗用）が行なわれたものと認定する。

被告発者は、これまで多数の著書、翻訳書を刊行し、その中には受賞の栄に浴し評判になったものもあるなど、研究の業績を積み重ねてきた。その中でも本件著書は、学術書として多くの神学研究者等の関心を集め、広く流通したものであるから、社会的影響度はかなり高いといえる。

一方、行為の悪質度については、被告発者は、実在しない人物や論文及び借用書から捏造した。この行為により、世に出された著書及び論考は、根拠なく結論が導き出されており、研究者のみならず一般読者にとっても非常に悪影響を及ぼしていることは明らかである。

以上の判断理由より、本調査委員会としては本件について下記を結論とする。

- ①学術的・社会的影響度について、「極めて大きい」と認定する。
- ②行為の悪質度について、「極めて悪質」とであると認定する。

5. 本学院がこれまでに行なった措置の内容

- (1) 保育子ども学科が2018年11月14日に被告発者の授業担当停止を決定した。
- (2) 学長より2018年11月21日に被告発者に対し、科研費継続課題に係る研究費の使用停止を命じた。
- (3) 2019年2月5日に被告発者の科研費継続課題に係る支払請求書の提出を保留とした。
- (4) 学長より2019年3月13日付で、本件著書及び論考の出版社に対し、書籍の回収、論考についての訂正・お詫びの掲載の措置を求める勧告を行なった。
- (5) 2019年5月10日に臨時理事会を開催し、被告発者を懲戒解雇処分とすることを決定した。

6. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

被告発者は、本件著書及び本件論考を発表した当時、日本基督教学会に所属していた。その学会誌である「日本の神学」の書評において、被告発者の著作についてはこれまでも複数の学会員により出典不明の引用や不正確な注などの指摘をたびたび受けていたことが分かっている。度重なる指摘を受けていたということは、その研究姿勢を正す機会があったことを意味する。しかしながら、本件のような重大な不正の発生は、その機会が生かされることもなく、ひとえに被告発者の研究者倫理の著しい欠如と研究不正に対する認識の甘さによるものである。

再発防止に向けて以下の取組みを実施する。

- (1) 本件のような重大不正行為発生を受けて、本件に関する調査報告会を全学的に開催し、全専任教職員に対し調査結果の説明と質疑応答の機会を設ける。具体的で重大な不正行為の事例を理解することによって、研究倫理と研究不正に対する認識をさらに深める。
- (2) 2018年度より研究倫理e-ラーニング(eLCoRE)を専任教員に必修化し、受講した全員に修了証の提出を求めているが、少数の未受講者がいることを鑑み、これを徹底する。以下は、2019年度より段階的に行なう予定である。
- (3) 学内の紀要、論集、年報等の査読、編集の厳格化を進め、不適切な行為の早期発見につとめる。
- (4) 研究データの保存と開示に関する学内ガイドラインの遵守を徹底する。
- (5) 学生に対する研究倫理教育及び指導を徹底する。

以上